岐阜大学応用生物科学部後援会会則

第１条　本会は，岐阜大学応用生物科学部後援会（以下「本会」という。）と称する。
第２条　本会の設立年月日は，昭和３４年４月１日からとする。
第３条　本会の事務所（所在地）は，岐阜大学応用生物科学部内（岐阜市柳戸１－１）に置く。
第４条　本会は，応用生物科学部における学生の勉学環境の向上と，生物科学・生命科学教育の充実発展に資するとともに，会員相互の親睦連繋を図ることを目的とする。
第５条　本会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う。
一　学生の福利厚生に関すること。
二　学生の学習及び研究の援助に関すること。
三　学生の就職指導に関すること。
四　その他本会の目的達成に必要と認める事項
第６条　本会は，本会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。
１　正会員
一　岐阜大学応用生物科学部学生の保護者
二　岐阜大学大学院自然科学技術研究科（応生系領域）学生の保護者
２　賛助会員（正会員以外の者）
第７条　本会に次の役員を置く。
一　会　長　　１名
二　副会長　　２名又は３名
三　顧　問　　若干名
四　理　事　　原則として，学年・学科ごとに１名
五　監　査　　２名
六　幹　事　　若干名
第８条　本会の役員の選出は，次の方法による。
一　会長，理事及び監査は，総会で会員中から選挙する。
二　副会長は，会長が委嘱する。
三　顧問は，理事会の推薦による。
四　幹事は，会長が委嘱する。
２　役員の任期は，顧問を除き１ヵ年とし，総会において改選する。ただし再任を妨げない。
第９条　本会の役員の任務は，次のとおりとする。
一　会長は，会務を総理し，会議のときは議長となる。
二　副会長は，会長を補佐し，会長に支障のあるときはその代理をする。
三　顧問は，会長の諮問に応じる。
四　理事は，年間事業計画，予算，決算その他本会の重要事項を審議する。
五　監査は，会計及び一般会務を監査する。
六　幹事は，会長の命を受けて会務に従事する。
第１０条　本会の会議は，総会及び理事会とする。
２　総会は，理事会をもってこれにかえることができる。

第１１条　総会は，毎年度初めにこれを開き，会務を報告し，重要事項を附議する。
第１２条　理事会において必要と認めたときは，会長は臨時総会を開くことができる。
第１３条　総会は，次の事項を審議する。
一　会則の変更に関すること。
二　事業実施に関すること。
三　収支決算及び予算に関すること。
四　役員の選挙に関すること。
五　その他理事会において必要と認めた事項
第１４条　理事会は，会長，副会長及び理事をもって構成し，必要に応じて会長がこれを招集し，次の事項を審議する。
一　総会に附議する原案に関すること。
二　会則の施行に関すること。
三　その他会長の必要と認めた事項
第１５条　会議は，構成員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し，議事は出席者の過半数をもってこれを決定し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
第１６条　会議において必要があるときは，大学当局者，その他の出席を求めて意見を徴することができる。
第１７条　本会の運営経費は，入会金及び会費をもって充てる。
入会金・会費
一　学部学生
・応用生命化学科，食農生命科学科，生物圏環境学科学生
イ　入会金　　２，０００円
ロ　会　費　　２４，０００円（４ヶ年分）
・共同獣医学科学生
イ　入会金　　２，０００円
ロ　会　費　　３６，０００円（６ヶ年分）
・第３年次編入学生
イ　入会金　　２，０００円
ロ　会　費　　１２，０００円（２ヶ年分）
二　大学院生
イ　入会金　　２，０００円
（岐阜大学農学部及び岐阜大学応用生物科学部卒業生は免除）
ロ　会　費　　１２，０００円（２ヶ年分）
第１８条　本会に岐阜大学応用生物科学部後援会基金を置き、必要な事項は別に定める。
第１９条　本会の経理は，毎年４月１日より翌年３月までとする。

附　則
本会則は，昭和３４年４月１日から施行する。
附　則

本会則は，昭和３６年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，昭和４８年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，昭和５４年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，昭和５９年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

１　本会則は，平成９年５月２７日から施行する。

２　改正後の第５条第１項第３号及び第１６条第１項の規定は，平成１０年度に入学する者から適用する。

３　平成９年度において第３年次に編入学をした者に係る入会金は　２，０００円，会費は６，０００円（獣医学科は１２，０００円）とする。

附　則

本会則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　本会則は，平成２５年１１月１日から施行する。

２　改正後の第１６条第１項の規定は，平成２６年度に入学する者から適用する。

附　則

本会則は，平成２６年５月９日から施行する。

附　則

本会則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

本会則は，令和７年４月１日から施行する。